

議案第1号 規約の制定について

根室市地域公共交通確保対策協議会規約（案）

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規程に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、根室市地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を北海道根室市常盤町2丁目27番地根室市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- （2） 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- （3） 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長、監事2名及び委員をもって組織する。

2 協議会の委員は次に掲げる者又は、組織を代表する者をもって構成する。

- （1） 公共交通事業者
- （2） 利用者団体
- （3） 私鉄総連根室交通支部 執行委員長
- （4） 根室商工会議所 事務局長
- （5） 根室市商店連合会 会長
- （6） 国土交通省釧路開発建設部 次長
- （7） 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部 根室出張所長
- （8） 北海道釧路方面根室警察署 交通課長
- （9） 根室市
- （10） その他協議会が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、選任した日の属する年度の次年度末までとし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員及び職務）

第6条 会長は根室市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

6 監事は、協議会の会計監査を行う。

(協議会の運営)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者を委員とみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる案件については、非公開で行うものとする。

7 会議の案件について会長が軽微な案件と判断した場合又は委員の招集が困難である場合等にあつては、会議に代えて書面により意見の聴取及び議決を行うことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会で議決された事項について、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第10条 協議会は第3条に掲げる事項について、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 会長は、オブザーバーを会議に招集し、発言を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、根室市に事務局を置く。

2 事務局長は、根室市総合政策部長とする。

(経費)

第12条 協議会の事業に要する経費は、負担金、補助金、交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。